

### Ⅲ 基本目標及び基本方針

#### 1 基本目標

本市の計画においては、長年にわたり、昭和 56 年の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念としてきました。

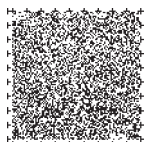
これらが掲げられてから約 30 年が経過し、障害のある方に関する考え方や取り巻く環境等は大きく変化してきました。

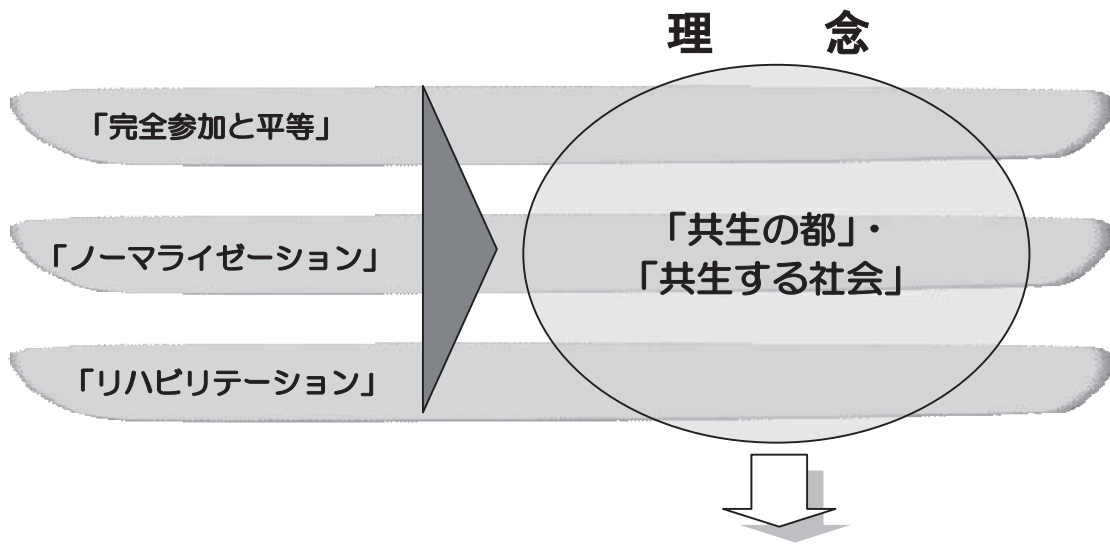
国で進められている障害者制度改革の一環として行われた障害者基本法の改正では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」と、目指す社会像が示されたところです。

また、前障害者保健福祉計画からは、ICF（国際生活機能分類）という視点を取り入れ、心身の機能の面だけに着目するのではなく、障害のある方を取り巻く生活環境等も含めた総合的な施策の推進に努めてきました。

このような中、平成 23 年 3 月に策定された仙台市総合計画 2020 では、目指すべき都市像の一つに「支え合う健やかな共生の都」、そして「すべての市民が人間の尊厳を大切にし、多様性を認め合いながら、能力を発揮することができ、一人ひとりが尊重されるまち」を掲げたところです。

本計画においては、これまでの障害者保健福祉計画の基本理念とこれまでの本市の施策の取り組み状況や現状及びその課題等をふまえ、仙台市総合計画 2020 に掲げる都市像「共生の都」、障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していくため、基本目標を次のとおり定めます。





## 基本目標

誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現

基本目標の実現にあたっては、次の3つの視点に立って施策を推進します。

- 視点**
- (1) 自分らしく生き生きと生活する
  - (2) 地域でともに支え合い、安心して暮らす
  - (3) 生きがいをもって社会で活動・参加する

### (1) 自分らしく生き生きと生活する

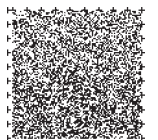
障害の有無にかかわらず、自分の意思に基づき、自立した生活ができるようなサービスや支援の提供等

### (2) 地域でともに支え合い、安心して暮らす

様々な関係機関や団体等が連携・協力し、障害のある方も含め、地域全体として支え合いながら、安心して生活できる環境づくり

### (3) 生きがいをもって社会で活動・参加する

障害のある方が、社会を構成する一員として、就労やスポーツ、文化活動など、あらゆる分野において、その活動が確保され、自己実現に向けて取り組める社会環境の整備



## 2 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として5つの基本方針を定めます。

### 基本方針

- (1) 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
- (2) 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
- (3) 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
- (4) 就労や社会参加による生きがづくり
- (5) サービスの充実と質の向上

#### (1) 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方の自立した地域生活の実現にあたっては、必要な支援の提供や、物理的な障壁（バリア）の除去のみならず、意識や制度、慣行などに潜む障壁（バリア）を取り除いていくことが不可欠です。そのためには社会全体として障害への理解を深めることが必要であり、様々な機会をとらえ普及啓発等を行います。

また、権利を保護する取り組みを強化するとともに、尊厳を守るため、虐待の防止体制の整備を行うなど権利擁護を推進します。

#### (2) 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

障害のある方が住みなれた地域で生活できるよう、その意思を尊重し、必要なサービスや支援等を提供するための相談支援体制を強化するとともに、障害の早期発見やライフ・ステージに対応した支援を行っていきます。

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者、強度行動障害のある方など、特に支援の必要な方に対するサービス等の提供や、発達障害のある方、難病患者など多様化する障害の特性等に応じた適切な支援を行います。

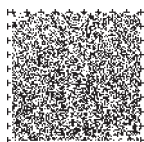
また、障害の原因となる傷病などの予防、障害の軽減、健康を維持するための保健・医療施策を推進するとともに、自殺予防対策の推進、精神科救急システムの整備を進めます。

#### (3) 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

障害のある方が安全に安心して地域で暮らせるよう、様々な環境を整備します。

身近な地域でリハビリテーションを受けられる体制の整備を進めるとともに、支援を通し、自己決定に基づき、住まいの場や日中活動の場を選択できる環境を整えていきます。また障害のある方とその家族を包み込む地域における支え合いの体制づくりを進めます。

物理的な障壁や情報における障壁の除去を促進し、安全な生活空間の形成



を図るとともに、移動に関する様々な支援により、社会活動の促進を図ります。

また、震災の経験を踏まえ、災害に備えた対策を推進し、災害時の支援体制の整備や災害時におけるサービス提供体制の確保等の取り組みや防災対策を進めます。

#### (4) 就労や社会参加による生きがいづくり

障害のある方が、就労や、スポーツ・レクリエーション活動、文化・芸術活動を通して、地域の中で生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう、障害程度・特性に応じた多様な就労環境づくりを推進するとともに、市民の理解と関心を高め、相互理解・交流を推進しながら社会参加の一層の促進を図ります。

#### (5) サービスの充実と質の向上

障害のある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択できる基盤整備を促進するとともに、必要なサービス量の確保を図ります。サービスの提供者である事業者への指導等の実施や一人ひとりを理解し、それぞれに合った支援を提供できる質の高い人材の育成を進め、サービスの質の向上を図ります。

